

鴨川市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第13号

鴨川市職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の住居手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「給与条例第10条に規定する扶養親族で給与条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ）で他に生計の途がなく、主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。